

# 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成20年4月  
総務省

## 1 個人住民税について

### (1) 寄附金控除の対象となる寄附金の範囲

・共同募金会に対して厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄附金でその募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの、日本赤十字社に対する寄附金でその募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの等と定める。

### (2) 公的年金からの特別徴収制度の実施に関し必要な事項

- ・特別徴収の対象とならない者を、当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者等と定める。
- ・老齢等年金給付が二以上あるときにおける徴収させるべき一つの老齢年金給付を決定する順序を定める。
- ・市町村と年金保険者の間の通知を経由する者として、特定年金保険者については社会保険庁長官、地方公務員共済組合については地方公務員共済組合連合会を定める。

## 2 非課税等特別措置について

### (1) 固定資産税

・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る減額措置の対象となる住宅及び減額対象となる税額の算定方法の細目を定める。

### (2) 不動産取得税

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産に係る非課税措置の対象となる不動産の細目を定める。

## 3 公益法人制度改革に対応した所要の規定の整備について

従来の民法第34条法人への非課税措置を公益社団法人及び公益財団法人並びに特例民法法人への非課税措置に改組する。

## 4 施行期日等

(1) 原則として公布の日から施行する。

(2) 納税者にとって利益となるものは、平成20年4月1日に遡って適用させ、不利益となるもの(※)は遡及せず適用させる。(※) 不利益遡及となる特例一覧は別紙のとおり。